

しか倉谷には沙汰もなき事と成りたりと。平次按するに、右は補筆が深くも勘考せざる説にて、杜撰の妄談といふべし。元禄五年に参議綱紀卿倉谷四ヶ村よりの献水を止め、城中玉泉院丸に初めて氷室を造築し、氷雪を爰に貯へられしものは、東鑑建長三年六月五日の條に、當炎暑之節者。召寄富士山之雪。所爲備珍物也。彼是以無民庶之煩休被止之。善政隨一云々。とある如く倉谷の水も民庶の煩を省かん爲めに、城中に氷室を造らしめられたるものなるべし。然るを僅かの賜はりものに依りてなど載せたるは、後世の推説にして、殊にその時世の實記などに着眼せざりし故の誤なるべし。改作所舊記に載せたる元禄十一年廿八日の書簡に、來朔日氷室御祝用之氷、近年は御露地に氷室被仰付置候得共、今年無之旨。先年之通相認、氷一荷、來朔日朝六時御廣式迄持參候様可申渡と、里正十村役の者へ申渡したること見たり。右は此の年薄雪にて、玉泉院丸露地の氷室に貯藏無之故なりしと聞ゆ。

○玉泉院丸廐跡

三州志來因概覽附録に云ふ。寛文元年十月より玉泉丸に廐

を建てられ、明年四月落成と年譜に見ゆ。一番には、此の廐萬治二年より翌年へかけ出来、其の時金子久兵衛・山根勘左衛門・田中十太夫裁許すと見たりと。平次按するに、寛文元年の日帳に、十月廿一日玉泉院様丸に御馬屋立候。土蔵石無之旨、御奉行北川又右衛門・平田善四郎斷るに付、戸室山にて石切出方御普請奉行へ手紙遣す。と云ふ事見たり。然らば萬治年中に出来と云ふ説は誤り也。寛文元年日帳に、十一月三日玉泉院様丸・金屋々敷兩所池ほらせ奉行、板坂吉丞・疋田半平申渡す。といふ事見たり。池とは即ち井戸の事にて、是も廐の用水の井戸なるべし。さて葛巻昌興自記に元禄元年九月十一日、玉泉院丸に先年より有之十間之御廐、今日より毀つ云々。とあり。此の時此の地の廐を廢し、金谷の地へ移し建てらるゝ故也。

○玉泉院丸亭跡

葛巻昌興自記に云ふ。貞享五年六月廿四日、玉泉院丸御庭被造事、千宗室へ被命。元禄改元九月十一日、玉泉院丸に先年より有之十間之御廐、今日より毀ち、此の跡に御亭・花壇可被仰付由也。とありて、此の地は寛永十一年に、

利常卿京都より山作り劔左衛門を召寄せられ、築山・泉水等の露地を造らしめ給ふにより、貞享に至り既に五十餘年を經、樹木生ひ繁り、築山もこけむし、風致を増しけるに依りて、既をば移轉して、更に庭造りを千宗室に命ぜられ、茶室を造營せられしと聞ゆ。按するに、右宗室は寛文十一年の土帳に、百五十石茶室茶具奉行千宗室歳五十。と見ゆ、元禄元年の土帳には、百五十石千宗室。同六年の土帳には、千宗室居宅味噌藏町稻荷橋近所。とあり。是二代目の宗室なるべし。初代宗室は利常卿に奉仕す。燕臺風雅に宗室之來本藩在寛永三年云々。微妙公召小松賜歳祿二百石。賜居宅於月城。と記載し、寛永十九年小松御隠居附土帳に、二百石千宗室とありて、三丸に居宅を賜へり。

○紅葉橋

此の橋は玉泉院丸入口の水堀に架けたり。是二丸松坂口へ往來の橋なり。三州志來因概覽附録に、城内鼠多門・紅葉橋・松坂等の佳名あり。其の來因不可考。とあり。平次按するに、橋名の由縁舊記等に未だ所見なけれど、利常卿の時築山を作らせられ、楓などの露地木を多く植ゑしめられ、

晚秋の紅葉を賞し、紅葉橋とは呼ばしめられたるならん。

○鼠多門

此の樓門は、玉泉院丸より金谷出丸へ通行の門也。金城深秘録に云ふ。玉泉院丸御門、御土藏は、利常卿御隠居以後被仰付。其節石垣積立、地形根切仕處、鼠影敷土中より出候故敷、鼠多門と名付けられ、御土藏の壁の色も鼠色に被仰付。鼠多出候故に、其色に被仰付敷。長屋を多門と申故、兩様兼ての名目敷。といへり。一説には、此樓門の壁色鼠色なるにより鼠門と稱せしを、俗にねづみだ門と呼べるなり共いへり。按するに、明良洪範に、土屋敷も古へは廻りを築地にせしを、後世には昔の多門の形を寫し、長く建てつゞけたれば、多門といはずして長屋といふ。とあり。右の傳説に據れば、鼠多門も多門といふ門にて、鼠色の壁なりし故に、鼠多門と呼べるなるべし。然れば鼠多く出でたりといふ説は、附會の妄誕なりしと聞ゆ。さて右樓門は、加藤惟寅の蘭山私記に、寶曆九年四月十日の火災に、鼠多御門・七拾間御長屋門・金谷御門等相殘る。とありて、寶曆の火災にも罹らず、利常卿寛永の頃造營命ぜられし時よりの